

成年後見

センターだよい

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

令和7年12月1日発行

第27号

どうやって使うの？ 成年後見制度



先月、一人暮らしの姉が脳梗塞で入院しました。一命はとりとめたものの、意識が戻らず、入院費が払えません。金融機関の窓口で姉の預金を代わりに払い戻そうとしてもできませんでした。銀行員さんから、成年後見制度を使えば払い戻せると聞きました。
成年後見制度を使うには、どうしたらいいですか？

成年後見制度を使う日は、ある日突然やってくることも…
そんな時に備えて、実際に制度利用するまでの流れを紹介します。

1 まずは成年後見制度について知る

例えば…

- ・成年後見制度ってどんな制度？使うにはどうするの？
- ・誰が成年後見人になるの？親族？弁護士？
- ・費用はどのくらいかかるの？



・専門相談（月・水・金）で相談する

成年後見制度に詳しい専門職（月：司法書士、水：弁護士、金：社会福祉士）に無料で相談できます。

詳しくは、3面へ

・成年後見センター 職員による相談

月～金 午前8時半から午後5時（祝日・年末年始除く）に、電話または来所で相談できます。

・インターネットで調べる

インターネットなら、24時間いつでも調べられます。

詳しくは、こちら

なるほど。成年後見制度についてよく分かった！

親族が後見人になることもできるのか。
姉の後見人になるように準備を進めるぞ。

新宿社協



裁判所



2 申立書類の準備

・申立人が作成するもの

- ①申立書など
- ②親族に関する書類（親族の意見書等）
- ③財産に関する書類 など



申立書類を、裁判所の
ホームページから
ダウンロード！

申立書式は
こちら



・主治医、福祉関係者に依頼するもの

- ①本人情報シート
- ②診断書

本人情報シート・診断書
詳しくはこちら



・区役所、法務局で取得するもの

- ①戸籍個人事項証明書、住民票など
- ②本人が登記されていないことの証明書 など

費用については
こちら



3 本人の住所地の家庭裁判所に申立て

成年後見制度を利用したい方（＝本人）の住所地を管轄する家庭裁判所に
準備した書類を提出します。

本人の判断能力の状況により、家庭裁判所の判断で鑑定が行われることがあります。

4 審判

家庭裁判所から審判書が、本人・申立人・後見人等に届きます。

5 審判確定・登記

審判確定後、法務局に登記されます。

6 後見人の活動開始

無事に姉の後見人に選任
された！
まずは、家庭裁判所に
「初回報告」を提出しな
くては…
報告書は、これでいいの
か相談したいな…

報告書式は
こちら

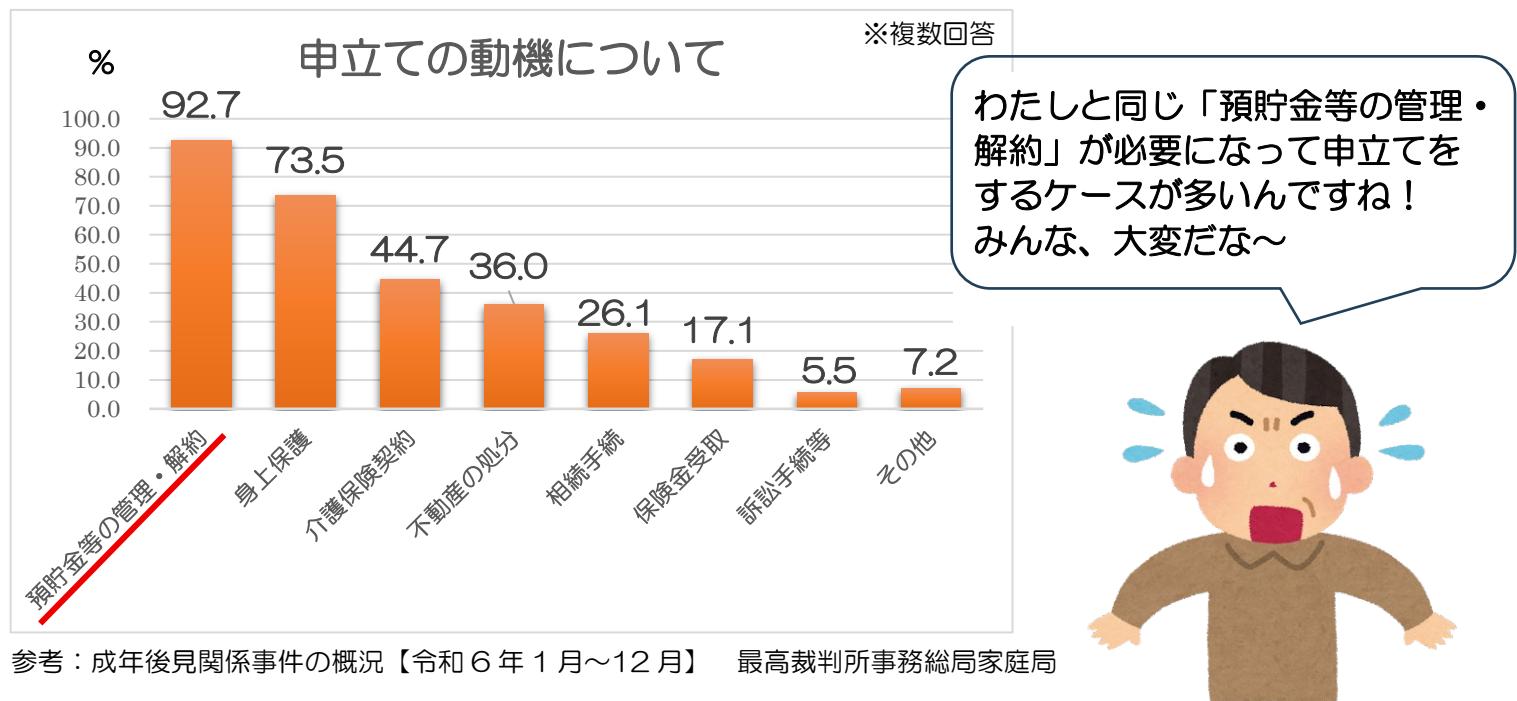


後見人が家庭裁判所に提出する
書類の書き方も「専門相談」で
相談できます！



みんな、どんなときに使うの？ 成年後見制度

令和6年1月～12月の主な申立ての動機別件数は、「預貯金等の管理・解約」が38,561件で最も多いです。これは、総数41,620件の92.7%に当たります。



参考：成年後見関係事件の概況【令和6年1月～12月】 最高裁判所事務総局家庭局

専門相談のご案内

相談日・相談員

月曜日：司法書士

水曜日：弁護士

金曜日：社会福祉士

時間

①13時～14時

②14時30分～15時30分

来所・電話・ZOOMで
相談できます。

要予約

相談
無料



ZOOM相談の予約は、希望日の1週間程度前までにご連絡ください。

ご都合により来所が難しい場合は、相談員がご自宅へ訪問します。

訪問相談の場合、日時はご希望をお聞きした上で調整させていただきます。

まずは成年後見センター（03-5273-4522）へご連絡ください。

もっと詳しく
聞きたい！

出前講座のご案内

① 成年後見制度について

② 地域福祉権利擁護事業について

③ 法人後見事業について



新宿社協ホームページ



出前講座

職員が地域の皆さんのもとへ出向き、上記の項目について説明する出前講座を無料で行っています。
※内容・詳細については成年後見センター（03-5273-4522）までお問い合わせください。

2/3(火)「成年後見制度」と「民事信託」

遺言や民事信託の仕組みを成年後見制度と比較してお話しします。

判断能力が低下する前に備えて考えてみませんか？

【時 間】午後2時～4時

【開催方法】会場（新宿社協 会議室） or ZOOM

【講 師】社会福祉士事務所 UNIBEST 所長 井出晃正 氏
司法書士法人 UNIBEST 所長 嶋田樹人 氏

【対 象】区内在住・在勤・在学の方

【定 員】会場：30名、ZOOM：定員なし

Google フォーム
から申込みできます

1/19
申込締切



※会場参加申込者が応募多数の場合、抽選になります。落選となった場合のみお知らせします。

※オンライン参加の方への配布資料はありません。

後見人交流会のご案内

要申込

新宿区社会福祉協議会では年に2回、後見人同士が情報交換を行う交流会を開催しています。後見活動をする上で心配事や、他の後見人に聞いてみたいこと、工夫して乗り越えたエピソードなどを話し合える交流会です。

次回は1月23日（金）18:30～20:00です。



新宿区成年後見センターのご案内

【住 所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20（新宿区社会福祉協議会内）

【電 話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】<https://www.shinjuku-shakyo.jp>

【開庁時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。